

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、国民健康保険税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法における国民健康保険税関係事務
②事務の概要	本事務は、地方税法及び総社市国民健康保険税条例に基づき国民健康保険税の賦課・徴収事務を行う。 国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分（40歳から64歳までの方）の、所得割、均等割、平等割（介護保険分はなし）を合計した金額が世帯の年税額となり、年度途中に国民健康保険への加入や脱退等の異動があった場合には、加入月数に応じて再度算定する。また、国民健康保険税の納税義務者は世帯主で、賦課期日は当該年度の4月1日である。国民健康保険加入者は、毎年所得の申告が必要となる。 国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する被保険者について算定した総所得金額等に応じて、その世帯に係る被保険者の均等割、平等割を軽減する。非自発的理由で離職された方や後期高齢者医療制度移行によるなどの軽減もある。 また、火災などの災害にあわれた場合や、身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A判定及び精神障害者手帳1級を持つ国保加入者などで、それぞれ一定の条件に該当する人は減免の適用が受けられる。 国民健康保険税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①確定申告書、市県民税申告書及び国民健康保険税簡易申告書の内容確認、課税対象者情報の準備 ②特別徴収事業者からの各種データの送受信 ③他市からの転入者及び住所地主義の特例適用者の情報の確認（情報提供ネットワークシステムの利用を想定） ④減免申請書にかかる身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者手帳における等級等の確認 ⑤国民健康保険資格情報の確認 ⑥番号法に規定された業務に関し必要な所得、資格情報の提供及び移転 ⑦収納・滞納情報の照会 ⑧滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ⑨納付書等の返戻 ⑩口座情報の管理、異動、照会 ⑪納税・納付証明書の発行
③システムの名称	国民健康保険システム、個人住民税システム、確定申告支援システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、住民記録システム、宛名・納付システム

2. 特定個人情報ファイル名

課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、住民票情報ファイル、宛名・納付情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24、44の項
--------	---------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、49、69、71の項、および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課（TEL.0866-92-8218）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 総務部税務課市民税係（TEL.0866-92-8234）、納税係（TEL.0866-92-8239）
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	--

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネットの照会には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	当該業務の従事者にのみアクセス権限を付与している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	－	－	事後	様式変更による
令和3年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(注1)課税標準額＝前年中の総所得金額－基礎控除(33万円)	(注1)課税標準額＝前年中の総所得金額－基礎控除	事後	法改正による
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条及び別表第一第16項、第30項等	番号法第9条第1項 別表24、44の項	事後	法改正による
令和7年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第二第1項、第27項、第28項、第29項、第42項、第44項、第45項、第46項、および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項、並びに内閣府・総務省令第5号第16条等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、49、69、71の項、および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	事後	法改正による
令和7年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課行政係	総務部総務課	事後	組織等名称変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規記載	事後	様式変更による
令和7年8月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規記載	事後	様式変更による